

ミャンマーの徴兵制導入に係る動向について

2024年3月1日

ミャンマービジネスサポートデスク 西垣 充

ミャンマー軍は2月10日に、徴兵制の導入に向けて「人民兵役法」を施行することを発表しました。徴兵の対象は18～35歳の男性と18～27歳の女性で、服役期間は最長2年。医師やエンジニア、技術者などの専門職については、男性が45歳まで、女性が35歳まで(服役期間は最長3年)とされており、非常事態時には最長5年まで延長可能です。

徴兵の開始は、4月の水祭り明け(4月22日)からとされ、開始後は毎月5,000名を目標に訓練を開始する方針であることを国軍報道官が伝えています。

2月14日には労働省からミャンマーの送り出し機関へ、海外労働身分証明カード(OWITカード)の新規受付を一時停止するという通達がありましたが、翌15日の朝には方針を一転し、海外労働身分証明カードの申請受付を再開すると各送り出し機関に通知されました。

徴兵制導入の影響でミャンマーから海外への就労や移住が加速すると見られています。

そのため、海外渡航が禁止されるなどの様々な噂が広がっており、市民の間では「手数料USD7000で日本への渡航と仕事を斡旋する」といった海外出国をサポートするブローカーが増えてきており、動揺が広がっています。

なお、2月16日時点でミャンマーから国外への出国及び海外就労手続きは以前と同様に行われており、正確な最新情報を入手することの重要性が高まっています。

以上